

学生便覧



弘前厚生学院

弘前厚生学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学院は、関連する法令に従い、「愛と奉仕」の建学の精神に基づき、保育及び幼児教育、介護福祉に関する専門的な知識と技術を修得し、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。※令和6年度をもって閉校

(名称)

第2条 本学院は、弘前厚生学院（以下「学院」という。）と称する。

(位置)

第3条 学院の位置を、青森県弘前市大字御幸町8番地10に置く。

第2章 課程名、学科名、入学定員及び修業年限

(課程名、学科名、定員及び修業年限) ※両学科とも令和6年度以降募集停止

第4条 学院において設置する課程名、学科名、定員及び修業年限は次のとおりとする。

| 課程名 | 学科名 | 入学定員 | 総定員 | 修業年限 | 昼夜別 |
|--------|-------|------|-----|------|-----|
| 福祉専門課程 | こども学科 | 25人 | 25人 | 2年 | 昼 間 |
| 福祉専門課程 | 介護福祉科 | 10人 | 10人 | 1年 | 昼 間 |

(在籍有効期限)

第5条 学生の在籍有効期限は、次のとおりとする。

- (1) こども学科は、各学年ごと2年を超えて在学することはできない。
- (2) 介護福祉科は、2年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期、授業時間及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 福祉専門課程の各学科及び学年を、次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日

(始業終業)

第8条 学院の始業時間は午前9時とし、終業時間は最終授業終了後とする。
ただし、必要に応じこれを変更することができる。

(授業時間)

第9条 授業時間は、1時限を90分とする。

ただし、必要に応じこれを変更することができる。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

ただし、学院長が必要と認めた場合は、休業日を変更することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 土曜日及び日曜日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

2 (3) から (5) の休業日は、学院長が毎年度ごとに定める。

3 第1項、第2項の他に、学院長が必要に応じ臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学時期)

第11条 入学時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第12条 各学科の入学資格は、次のとおりとする。

(1) こども学科の入学資格は、高等学校又は中等教育学校を卒業した者もしくは、高等学校卒業程度認定試験等に合格した者。

(2) 介護福祉科の入学資格は、(1) のほかに指定保育士養成施設を卒業した者で保育士資格を有する者。

(入学の出願)

第13条 学院に入学を志願する者は、毎年度発行する募集要項に基づき期日までに申し出なければならない。

(入学者の選考)

第14条 学院の教育目的に適合する学生を選抜するために、必要な入学試験を実施し、入学選考委員会において志願者の能力や資質を総合的に評価し判定する。

(入学手続き等)

第15条 入学試験に合格した者は、合格通知の指定に基づき入学金を納付し、保証人連署の在学誓書、個人情報保護等に関する誓約書、本人住民票を提出しなければならない。

ただし、本学院こども学科から介護福祉科に入学する場合は、入学金の納付を免除する。

2 在学誓書、個人情報保護等に関する誓約書の保証人は、独立の生計を営む成年者で、在学する学生に係る一切につき連帯して責任を負うことができる保護者若しくは配偶者とする。保証人に変更が生じた場合、学生は直ちに担任教員に届け出なければならない。

3 学院長は、第1項の要件を満たした者の入学を許可する。

ただし、出願手続、入学試験、入学手続に不正等があった場合、合格は取り消される。

(転入学、編入学)

第16条 学院は、学年中途の転入学及び編入学は許可しない。

(退学、転学)

第17条 退学又は他の学校に転学しようとする学生は、保証人連署の退学願を学院長に提出し、退学の許可を得なければならない。

(休学)

第18条 疾病その他やむを得ない事由により学年で通算30日以上修学することのできない学生は、学院長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病その他の理由により、修学が困難であると認められる学生については、学院長は休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、原則として1年間を超過できない。
- 4 休学期間中は、各学期の授業料等の納付を免除する。

(復学)

第19条 休学期間中にその理由が回復した学生は、保証人連署の復学願を学院長に提出し、復学の許可を得なければならない。

(退学処分及び除籍)

第20条 次のいずれかに該当する学生は、教員会議を経て学院長が退学処分を決定することができる。

- (1) 授業料等を指定された期日までに完納しない場合
 - (2) 試験等における不正行為
 - (3) 学生にふさわしくない行為により学内外の秩序を乱した場合
 - (4) 学業不振又は身体虚弱で成業の見込みのない場合
 - (5) 道徳や学則等に違反し教員の指導を受けても改善しない場合
 - (6) 無断欠席、無断遅刻、無断早退の年間累計5回を超えた場合
 - (7) (1) から (7) 以外の理由で、退学処分が相当である場合
- 2 休学の期間を超過しても復学できない場合、在籍有効期限を超過した場合、死亡、長期間にわたる行方不明の学生は除籍とすることができる。

第5章 教育課程及び履修方法等

(教科目及び授業時間数並びに単位数)

第21条 こども学科が開設する教科目及び単位数並びに授業時間数は、別表1に定める。

第22条 介護福祉科が開設する教科目及び単位数並びに授業時間数は、別表2に定める。

※介護福祉科は、令和5年度をほもって閉科する。

(任意の教科目)

第23条 学院は、関連する法令等に規定する教科目の他にも、必要と認める教科目及び単位数並びに授業時間を設けることができる。

(単位の算定)

第24条 各学科の教科目の単位数は、次の基準によって算定する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

(試験)

第25条 各学科の教科目について、必要な知識や技術等の習得を確認するために試験を実施する。

- 2 試験は、本学院の校舎又は施設、その他指定する場所において実施する。
- 3 試験の教科目、日時及び場所については、事前に学生に公表する。
- 4 試験は、筆記、実技、レポート提出、作品提出等、又はこれらの併用によって教科目を担当する教員が定める方法により実施する。
- 5 遅刻又は欠席により試験を受けなかった学生については、その理由が正当と学院長が認めた場合に限り、追試験を実施することができる。
- 6 初回の試験において成績が合格点に達しない学生については、当該教科目について再試験を実施することができる。
- 7 追試験は1回、再試験は2回を限度とする。
- 8 追試験や再試験を受験する学生は、担任教員に1教科目1回につき1,000円の追試験料、再試験料を添え申込書を提出しなければならない。ただし、天災や不可抗力による事故等の理由による追試験については、追試験料を免除する。
- 9 追試験、再試験によって合格に達した教科目の成績評価は可とする。
- 10 試験で不正を行った場合には、当該教科目は不合格とする。
- 11 試験において合格の評価を受けた場合でも、当該年度の指定期日までに授業料等を完納しない場合には、当該年度の全教科目の評価は取り消される。
- 12 次の各号のいずれかに該当する学生は、試験の受験資格を失うものとする。
 - (1) 試験開始してから20分以上遅刻した場合
ただし、遅刻20分未満で受験した場合でも試験時間の延長はしないものとする。
 - (2) 試験監督教員の指示に従わない場合
 - (3) 学生証等により本学院の学生であることを確認できない場合
 - (4) 各教科目ごとに授業時間数の3分の1以上を公欠以外の理由で欠席した場合

(教科目の評価及び単位の認定)

第26条 教科目の評価及び単位認定は、次のとおり定める。

- (1) 各学科の教科目の成績は100点をもって満点とし、試験等の成績と日常の学習態度等を勘案して総合的に評価する。実習については、実習施設の実習評価に基づき総合的に評価する。
- (2) 成績の評価及び判定は次のとおり区分し、合格と判定された教科目について所定の単位を認定する。

| 成績 | 評価 | 判定 |
|-----------|----|-----|
| 80点から100点 | 優 | 合格 |
| 70点から79点 | 良 | 合格 |
| 60点から69点 | 可 | 合格 |
| 59点以下 | 不可 | 不合格 |

(3) 成績の評価及び判定がされた後に、懲戒された場合、授業料等を完納しない場合、その他学院長が相当と認める場合には、評価及び判定を取り消すことができる。

(教科目の評価及び単位認定の条件)

第27条 学生は、各学科における各教科目の授業時間数の3分の2（実習は5分の4）以上を出席し、第25条の試験に合格しなければ、教科目の評価及び単位認定を受けることができない。

2 前項において、学院長がやむを得ない事情によるものと判断した場合は、この限りとしない。

第28条 学則に規定する授業料等を完納しない学生には、原則として成績の評価及び単位認定は行わない。

(履修方法)

第29条 こども学科を修了し卒業するためには、2年以上在学し、学則別表1に定める全教科目を履修しなければならない。

第30条 介護福祉科を修了し卒業するためには、1年以上在学し、学則別表2に定める全教科目を履修しなければならない。

第31条 学院の学生や科目履修生以外の者は、教科目を履修することができない。

第6章 進級、卒業及び称号等

(進級)

第32条 こども学科1学年で履修する全教科目の単位を認定された学生は、学年末に開催する進級判定会議を経て学院長がこども学科2年への進級を認定する。なお、進級の要件に満たない学生については、今後の措置を教員会議を経て学院長が決定する。

(卒業)

第33条 こども学科2学年で履修する全教科目の単位を認定された学生は、学年末に開催する卒業判定会議を経て学院長がこども学科の卒業を認定する。なお、卒業の要件に満たない学生については、今後の措置を教員会議を経て学院長が決定する。

第34条 介護福祉科で履修する全教科目の単位を認定された学生は、学年末に開催する卒業判定会議を経て学院長が介護福祉科の卒業を認定する。なお、卒業の要件に満たない学生については、今後の措置を教員会議を経て学院長が決定する。

(卒業証書)

第35条 学院長は、各学科の卒業を認定された学生に卒業証書を授与する。

(称号)

第36条 福祉専門課程こども学科を修了する学生には、専門士（福祉専門課程）の称号を授与する。

第7章 検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金、授業料等) ※両学科とも令和6年度以降募集停止

第37条 各学科の入学検定料、入学金、授業料等は次のとおりとする。

ただし、納付された入学検定料、入学金、授業料等は返還しない。

※令和4年度に入学し留年のため1学年に在籍する学生も適用

| | | |
|-------|---------|---------------|
| 入学検定料 | 20,000円 | こども学科、介護福祉科共通 |
|-------|---------|---------------|

| 学 科 | 入学金 | 授業料等（年額） | | | | |
|-------|----------|----------|----------|---------|----------|----------|
| | | 授業料 | 施設設備費 | 実験実習費 | 併修費 | 合 計 |
| こども学科 | 160,000円 | 590,000円 | 160,000円 | 80,000円 | 100,000円 | 930,000円 |
| 介護福祉科 | 100,000円 | 590,000円 | 160,000円 | 80,000円 | | 830,000円 |

（入学検定料の納付）

第38条 入学試験の受験者は、入学検定料を入学願書提出前に納付しなければならない。

- 2 こども学科の専願者入学試験の受験者は、入学検定料の納付を免除することができる。
- 3 介護福祉科の入学試験の受験者のうち本学院こども学科の2年生又は卒業生は、入学検定料の納付を免除することができる。

（入学金の納付）

第39条 入学試験の合格者は、合格通知に基づき入学金を納付しなければならない。

- 2 介護福祉科の入学試験に合格した本学院こども学科の卒業生は、入学金の納付を免除することができる。
- 3 介護福祉科の入学試験に合格した他校の卒業生のうち経済的理由で入学金の納付が困難な者は、入学手続きの際に入学金納付免除申請書を学院長に提出しなければならない。学院長は、提出された書類等を審査し、入学金の納付免除の可否を決定する。

（授業料等の納付）

第40条 学生は、出席の有無にかかわらず在籍する間、次のとおり授業料等を納付しなければならない。

（1）こども学科 ※令和4年度に入学し留年のため1学年に在籍する学生も適用

| 期別 | 納付期間 | 授業料等 | | | | 合 計 |
|----|-------------------|----------|---------|---------|---------|----------|
| | | 授業料 | 施設設備費 | 実験実習費 | 併修費 | |
| 前期 | 4月1日から 4月30日まで | 295,000円 | 80,000円 | 80,000円 | 50,000円 | 505,000円 |
| 後期 | 8月1日から 9月30日まで | 295,000円 | 80,000円 | | 50,000円 | 425,000円 |

(2) 介護福祉科 ※令和6年度以降閉科

| 期別 | 納付期間 | 授業料等 | | | | 計 |
|----|-------------------|----------|---------|---------|-----|----------|
| | | 授業料 | 施設設備費 | 実験実習費 | 併修費 | |
| 前期 | 4月1日から 4月30日まで | 295,000円 | 80,000円 | 80,000円 | | 455,000円 |
| 後期 | 8月1日から 9月30日まで | 295,000円 | 80,000円 | | | 375,000円 |

- (3) やむを得ない理由により指定した期間内に授業料等を納付できない場合は、事前に分納申請書を学院長に提出しなければならない。また、分納計画に基づき確実に納付しなければならない。
- (4) (3) で提出した分納計画に変更が生じた場合は、速やかに分納の変更申請書を学院長に提出しなければならない。
- (5) 学院長は、(3)、(4) によって提出された書類を審査し、授業料等の分納の可否を決定する。

(入学金及び授業料等の取り扱い)

- 第41条 既に納付した入学金、授業料等は、やむを得ない特別の理由を除き返還しない。
- 2 退学処分、除籍、休学、懲戒の際に在籍していた学期分の授業料等は返還しない。

第8章 欠席、公欠、遅刻、早退及び外出

(欠席)

- 第42条 学生は、疾病又はその他やむを得ない理由により欠席をする場合は、当日の始業前までに担任教職員等に電話等により連絡をしなければならない。出校後は、速やかに担任教員等に欠席届を提出しなければならない。
- 2 欠席した教科目によっては、必要な補習等を課すことがある。
ただし、補習に伴う費用は、学生の自己負担とする。
- 3 疾病による欠席が連続して10日以上となる学生には、必要に応じて医療機関による診断書の提出を求めることがある。

(公欠)

- 第43条 次の事由による欠席、遅刻、早退については、学院長が公欠として認定する。
公欠をする学生は、事前又は事後に担任教員等に公欠届を提出する。
- (1) 学校保健安全法に定められた学校感染症等に罹患した場合は医療機関等が指定する期間
- (2) 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種
- ① ワクチン接種日
 - ② 接種後の体調不良等は回復に要する日数
 - ③ 公欠届を提出する際に接種証明書等の写しを添付
- (3) 忌引き
- ① 親、配偶者、子 5日以内
 - ② 祖父母、兄弟姉妹、義理の親 3日以内
 - ③ 伯叔父母、義理の兄弟姉妹 1日

- (4) 就職に要する試験（事前見学も含む）は学院長が認める期間又は時間
- (5) 教育上必要な検定試験等の受験は学院長が認める期間又は時間
- (6) 天災や不可抗力による事故等の場合は学院長が認める期間又は時間
- (7) 上記以外に学院長が公欠に相当すると認める期間又は時間

（遅刻）

第44条 学生は、疾病又はその他やむを得ない理由により遅刻となる場合は、当日の始業前までに担任教職員等に電話等により連絡をしなければならない。出校後は、速やかに担任教員等に報告する。交通機関の事故等の場合は、可能な限度で公共交通機関発行の証明書を提出する。

2 各授業において、30分以上遅刻した場合は欠課とする。

（早退）

第45条 学生は、疾病又はその他やむを得ない理由により早退をする場合は、担任教員等に申し出て承諾を得てから下校する。出校後は、速やかに担任教員等に早退届を提出しなければならない。

2 各授業において、60分を超過せず早退した場合は欠課とする。

（外出）

第46条 学生は、疾病又はその他やむを得ない理由により外出をする場合は、担任教員等に申し出て承諾を得てから外出する。用件を終え帰校した際は、速やかに担任教員等に報告する。

（出欠の確認）

第47条 授業担当教員は、授業を行う前に出欠を確認する。

（欠席時の自習）

第48条 授業を欠席した場合には、次回授業までに自習を行い教員等の点検を受ける。

第9章 学生の健康管理等

（学生の健康管理等）

第49条 学生は、学校保健安全法等の規定に基づき、毎年1回実施する健康診断を受診しなければならない。

- 2 疾病等に罹患した学生は、必要な限度において担任教員等に報告しなければならない。
- 3 妊娠が判明した学生は、母体保護、胎児の健康保持の観点から担任教員等に報告しなければならない。
- 4 実習施設等から要望された場合は、予防接種の状況、腸内細菌検査等を実施し、その結果を提出しなければならない。

第10章 科目履修生等

（科目履修生等）

第50条 学院の開設する教科目の一部を選んで履修をする者については、選考のうえ科目履修生として入学を学院長が許可することができる。

第51条 科目履修を志願する者は、次の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

- (1) 最終学歴の卒業（修了）証明書

- (2) 最終学歴の成績（単位修得）証明書又は調査書
- (3) 履歴書
- (4) 学院所定の健康診断書
- (5) 本人住民票
- (6) 現職者は所属長の在職証明書

第52条 科目履修生の出願は、毎年度3月1日から3月11日までとする。可否の判定は、3月20日までに本人に通知する。

第53条 科目履修生の入学については、選考のうえ学院長が許可する。
2 入学時期は毎年4月とする。

第54条 科目履修生の検定料、入学金、履修料は次のとおりとする。教材費、教科書代は実費を負担する。ただし、納付された検定料、入学金、履修料は返還しない。
(1) 検定料は、10,000円とし出願時に納付する。
(2) 入学金は、15,000円とし合否通知後5日以内に納付する。
(3) 履修料は、1教科目につき20,000円を各学期の開始7日前までに納付する。

第55条 履修した教科目について、試験に合格した学生は所定の単位を認定する。
ただし、卒業証明及び資格取得証明は行わない。

第56条 科目履修生は、正規の学生と同じく学則等に従う。

第11章 教職員組織

(職員組織)

第57条 学院には、学院長、こども学科長、介護福祉科長、専任教員、常勤講師、非常勤講師、事務員、その他必要な職員を配置する。

第12章 賞罰

(表彰)

第58条 学院長は、他の模範となるような功績があった学生を表彰することができる。

(懲戒)

第59条 学生の懲戒に関して必要な事項を定める。

- 2 懲戒の種類は、戒告、停学、退学とする。
- 3 次のいずれかに該当する学生には、懲戒のうち戒告、停学を教員会議を経て学院長が決定することができる。
 - (1) 社会的モラルに反する行為
 - (2) ハラスメント行為
 - (3) 情報倫理に反する行為
 - (4) 授業や他の学生の学習を妨害する行為
 - (5) (1) から (4) 以外の理由で、懲戒が相当である場合
- 4 懲戒のうち退学については、第20条に規定する。

第13章 補則

第60条 この学則に定めることのほか、学生通則（心得）を定める。

附則 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 福祉専門課程こども学科（令和5年度以降）

| | 系列 | 教科目 | | 授業時間数 | 単位数 |
|--------|----------------|-----------------------|------------|-------|-----|
| 教養科目 | 教養科目 | 日本国憲法 | 講義 | 30 | 2 |
| | | 情報処理論 | 講義 | 30 | 2 |
| | | 人間成長講座 | 講義 | 30 | 2 |
| | | 英語 | 演習 | 60 | 2 |
| | | 健康・スポーツ理論 | 講義 | 15 | 1 |
| | | 健康・スポーツ実技 | 実技 | 30 | 1 |
| | | 小計 | | | 195 |
| 必修科目 | 保育の本質・目的に関する科目 | 保育原理 | 講義 | 30 | 2 |
| | | 教育原理 | 講義 | 30 | 2 |
| | | 子ども家庭福祉 | 講義 | 30 | 2 |
| | | 社会福祉 | 講義 | 30 | 2 |
| | | 子ども家庭支援論 | 講義 | 30 | 2 |
| | | 社会的養護Ⅰ | 講義 | 30 | 2 |
| | | 保育者論 | 講義 | 30 | 2 |
| | 保育の対象の理解に関する科目 | 保育の心理学Ⅰ | 講義 | 30 | 2 |
| | | 子ども家庭支援の心理学 | 講義 | 30 | 2 |
| | | 子どもの保健 | 講義 | 30 | 2 |
| | | 子どもの食と栄養 | 演習 | 60 | 2 |
| | | 教育相談 | 演習 | 30 | 1 |
| | 保育の内容・方法に関する科目 | 保育カリキュラム論 | 講義 | 30 | 2 |
| | | 保育内容総論Ⅰ | 演習 | 30 | 1 |
| | | 健康 | 演習 | 30 | 1 |
| | | 環境 | 演習 | 30 | 1 |
| | | 言葉 | 演習 | 30 | 1 |
| | | 言葉指導法 | 演習 | 30 | 1 |
| | | 人間関係 | 演習 | 30 | 1 |
| | | 乳児保育Ⅰ | 講義 | 30 | 2 |
| | | 乳児保育Ⅱ | 演習 | 30 | 1 |
| | | 子どもの健康と安全 | 演習 | 30 | 1 |
| | | 障害児保育 | 演習 | 60 | 2 |
| | | 社会的養護Ⅱ | 演習 | 30 | 1 |
| | | 子育て支援 | 演習 | 30 | 1 |
| | | 表現指導法 | 演習 | 30 | 1 |
| | | 幼児教材研究 | 演習 | 30 | 1 |
| | | 表現（音楽） | 演習 | 30 | 1 |
| | | 表現（造形） | 演習 | 30 | 1 |
| | | 保育実習 | 保育実習Ⅰ（保育所） | 実習 | 90 |
| | 保育実習Ⅰ（施設） | | 実習 | 90 | 2 |
| | 保育実習指導Ⅰ | | 演習 | 60 | 2 |
| | 総合演習 | 保育・教職実践演習 | 演習 | 60 | 2 |
| | 小計 | | | 1,230 | 51 |
| 選択必修科目 | 保育の本質・目的に関する科目 | 保育・教職基礎演習 | 演習 | 60 | 2 |
| | | 幼児理解の理論と方法 | 講義 | 30 | 2 |
| | 保育の対象の理解に関する科目 | 教育制度論 | 講義 | 15 | 1 |
| | | 基礎学力演習Ⅰ | 演習 | 30 | 1 |
| | 保育の内容・方法に関する科目 | 人間関係指導法 | 演習 | 30 | 1 |
| | | 健康指導法 | 演習 | 30 | 1 |
| | | 教育の方法と技術 | 演習 | 30 | 1 |
| | | 環境指導法 | 演習 | 30 | 1 |
| | | 音楽Ⅰ | 講義 | 30 | 2 |
| | | 音楽Ⅱ | 演習 | 30 | 1 |
| | | 音楽Ⅲ | 演習 | 30 | 1 |
| | | 音楽Ⅳ | 演習 | 30 | 1 |
| | 保育実習 | 保育実習Ⅱ（保育所）又は保育実習Ⅲ（施設） | 実習 | 90 | 2 |
| | | 保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ | 演習 | 30 | 1 |
| 小計 | | | 495 | 18 | |
| 合計 | | | 1,920 | 79 | |

学生通則（心得）

（目的）

第1条 この学生通則（心得）は、別に定めがあるもののほか、弘前厚生学院（以下「学院」という。）の学生が遵守しなければならない事項を定めることを目的とする。

（学生証）

第2条 学生は、学生証を携行する。

第3条 学生証を汚損又は紛失した際は、直ちに庶務に申し出て再交付を受ける。
再交付後に見つかった学生証は、速やかに担任教員に提出する。

第4条 卒業又は退学をする場合は、担任教員に学生証を提出する。

（個人情報の取り扱いについて）

第5条 学生は、身上事項について所定の用紙に記入し担任教員に提出する。

身上事項に変更が生じた場合は、速やかに担任教員に届け出する。

2 学院は、学生の個人情報について関係法令等に基づき適切に管理する。

（身だしなみ）

第6条 学生は、時期や授業に適した服装を着用する。

2 ただし、学校行事等はスーツを着用する。

第7条 実習における服装は、実習施設の指示に従うものとする。

第8条 内履は、原則として白色の運動靴とする。

（マナー）

第9条 来訪者に対しては、立ち止まって挨拶をする。

第10条 職員室に入室する際は、所属、氏名、用件を告げて入室し、用件終了後は速やかに退室する。

第11条 校舎内では、帽子やコート類は着用しないようにする。

第12条 学院内外の交友関係等については、良識や品格を保つようにする。

（所持品）

第13条 学習に不必要な物品類は、学院に持ち込まないようにする。

第14条 貴重品は自己管理とし、高価な物品類を持ち込まないようにする。

第15条 拾得物は、直ちに職員室に届け出るものとする。

(環境整備)

第 16 条 学習机やロッカー内は、整理整頓し大切に使用する。

2 校舎内及び校舎周辺は、将来の就職に備え学生が清掃する。

(施設・物品等の取り扱いについて)

第 17 条 コンピューター室を使用する際は、職員室に申し出る。退室時は、パソコンの電源及び空調を切り、室内を消灯し、職員室に使用を終えたことを申し出る。

2 学院で設置する教育用機器は、私的な使用、私的な D A T A 記録、不正なコピー等をしないようにする。

第 18 条 図書室は静粛に使用し、退室時は空調を切り、室内を消灯する。

2 図書を学院外に持ち出す際は、各学科の図書担当教員に届け出する。

3 貸出し期間は 2 週間を目安とし、延長する場合は再度届け出しなければならない。

第 19 条 学院の施設や物品等を使用する際は、破損や紛失等をしないように取り扱うものとし、万一破損又は紛失した場合は、直ちに担当教員に申し出する。

第 20 条 自転車又はバイクで通学する場合は、所定の駐輪場に置き施錠する。

2 駐輪場の冬期間の自転車又はバイク等の放置を禁止する。

第 21 条 学院駐車場に自家用車を駐車する場合は、庶務係に駐車場賃貸借確認書を届け出て、指定期日までに駐車料を支払うものとする。

2 一時的に学院駐車場に自家用車を駐車する場合は、庶務係に届け出て 1 日 500 円の駐車料を支払うものとする。なお、一時的な駐車料の領収書は発行しない。

(刊行物の配布等)

第 22 条 学生は、学院内で教育活動に関係のない刊行物の掲示や配布を禁止する。

(団体結成等)

第 23 条 学生が、学院において団体等を組織し活動しようとする場合は、事前に担任教員に申し出て学院長の許可を得なければならないものとする。

(学生の諸活動)

第 24 条 学生は、学院内で教育活動に関係のない調査、署名、デモンストレーション、寄付金等の募集、布教、P R、これに準ずる諸活動は行ってはならない。

(学習等における心得)

第 25 条 学習等における心得については、下記の事項を厳守する。

(1) 始業、授業開始前は、必要な教材等を準備し着席する。

(2) 授業の開始や終了の際には、全員起立し礼をする。

(3) 授業中は、居眠りや私語等は慎むようにする。

(4) 授業中は、各自の机に学習に不必要な物は一切置かないようにする。

(5) 授業及び実習中は、携帯電話の電源を切り鞆やロッカーに保管する。

ただし、学習に必要な場合は担当教員の指示により使用してもよい。

- (6) 授業の途中から教室に入る時は、授業担当教員にその理由を報告してから着席する。
- (7) 授業の妨害や意欲的に学習に参加しない学生は、退室させ欠課とする。
- (8) 学生は、感染症等の予防や健康管理に努める。
- (9) 体調不良により授業に参加できない学生は、速やかに医療機関を受診し回復につとめる。
- (10) 体調不良以外の理由で授業に参加しない学生は、速やかに帰宅する。

(各種証明書等)

第 26 条 学院で発行する各種証明書等は、下記のとおりとする。証明書等の取得が必要な場合は、証明書交付願に手数料を添えて交付希望日の 3 日前までに庶務に申請する。

- (1) 卒業（見込）証明書 在学生手数料 200 円 卒業生手数料 500 円
- (2) 資格取得見込証明書 在学生手数料 200 円
- (3) 成績（単位）証明書 在学生手数料 200 円 卒業生手数料 500 円
- (4) 在学証明書 在学生手数料 200 円
- (5) 通学証明書 無料
- (6) 学生割引証 無料
- (7) 身分証明書再交付 在学生手数料 500 円
- (8) 推薦書が必要な場合は担任教員に申し出る 無料

(禁止事項)

第 27 条 下記の事項については禁止する。

- (1) ピアス、イヤリング、カラーコンタクトレンズ、ネックレス、ブレスレット、指輪等の不必要な装着
- (2) 爪の装飾
- (3) 頭髪の脱色、染色、エクステンションの不必要な装着
- (4) 刺青
- (5) 華美な化粧や服装
- (6) 男子学生は髭をのばさないようにする
- (7) 通学時のサンダルや下駄履き
- (8) 靴のかかとつぶし
- (9) ドライヤー、アイロン等の整髪機器の持ち込みによる使用
- (10) 私物の充電、学習以外の用途のために学院で所有する各種機器へ接続
- (11) 個人や団体に対する誹謗中傷や情報漏洩
- (12) 実習やボランティア活動で知り得た個人情報等の漏洩
- (13) 実習やボランティア活動で知り合った施設利用者との私的な交友
- (14) 学院内での飲酒や喫煙
- (15) 学院内での個人売買や転売行為
- (16) 学院内に部外者を招き入れる
- (17) 学院内に不必要に滞在すること

※平常時の開校時間 午前 8 時頃から午後 5 時半頃まで

- (18) 自他を問わず心身に損傷等を加えるような行為をする
- (19) 正当な理由なく授業や試験を遅刻、中抜け、早退する
これに該当した場合は、学則と照合し授業は欠課、試験は不合格となることもある。

(アルバイト)

第 28 条 アルバイトは、学生に相応しい業種を選択し、風俗業や危険を伴う業種は禁止する。

第 29 条 アルバイトを行う場合は、所定の用紙に記入し担任教員に届け出する。

第 30 条 アルバイトを行う場合は、学業に支障が及ばないよう夜間は原則午後 9 時頃迄とする。

第 31 条 実習や試験期間中は、アルバイトを禁止する。

第 32 条 感染症等の予防のため、一定期間アルバイトを禁止することもある。

(その他)

第 33 条 この学生通則(心得)に定めるもののほか、さらに必要な事項は、緊急の場合を除き教員会議を経て学院長が決定する。

附則

この学生通則(心得)は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学生通則(心得)は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学生通則(心得)は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学生通則(心得)は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学生通則(心得)は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学生通則(心得)は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。